

新温泉町事業者賃上げ応援奨励金

円安、物価高騰、人材獲得競争の激化等により厳しい経営を強いられている状況においても、国が定める最低賃金の引上げ、採用競争力の強化、雇用の維持等のために賃金の引上げを実施する町内の事業者に対し、国の重点支援地方交付金を活用して、賃上げ応援奨励金を給付します。

○給付対象者

- (1) 町内に本店又は支店若しくは工場などがある中小企業
- (2) 町内に本店または住所がある個人事業主
- (3) 町内に主たる事務所がある一般社団法人（非営利型法人）、医療法人学校法人、社会福祉法人、公益法人、漁業協同組合、農業法人など

○対象従業員、給付金額など

対象従業員	正規従業員※1 (役員は除く)	非正規従業員※2 (週20時間以上の勤務実績があり、かつ学生でない者)
対象賃金	基本給 (賞与・手当※3は除く)	時間給等※4 (賞与・手当※3は除く)
給付要件 (賃金関係)	賃金改定月の前月の基本給の額と比較して、下記の賃上げ率以上の引上げを行っていること	賃金改定月の前月の時間給等の額と比較して、下記の賃上げ率以上の引上げを行っていること
賃上げ率	2.5%以上	5%以上
その他給付要件	(1) 引き上げ後の賃金を支給していること (2) 今後も事業を継続する意思があること (3) 町税を滞納していないこと	
対象従業員の住所	町内に住所を有する者	
賃上げ対象期間	令和7年8月4日※5から令和8年3月31日	
給付額	25,000円/人(1者当たりの上限は下表を参照)	
受付期間	令和8年4月1日から令和8年9月30日 ※予算の上限に達した場合は、受付を終了します。	

※1 正規従業員 …雇用期間の定めがなく、厚生年金及び雇用保険に加入している従業員

※2 非正規従業員…雇用保険に加入しているパート・アルバイト・契約社員・嘱託社員・派遣社員

※3 賞与・手当 …勤務成績、経営状況等に応じて支給される賞与、住居手当・勤務手当・残業手当などの手当

※4 時間給等 …時間給、日給、週給、月給、年俸

※5 前年度の地域別最低賃金額改定の目安についての答申の公表日

○給付額上限など

対象従業員数	給付上限	
	人数	金額
10人未満	5人	125,000円
10人以上30人未満	15人	375,000円
30人以上50人未満	25人	625,000円
50人以上	35人	875,000円

○申請方法

次の書類を提出してください。

- 1 法人にあっては、法人の履歴事項全部証明書又は直近の法人税の確定申告書の写し
- 2 個人事業主にあっては、事業年度の前年度の所得税の確定申告書及びその確定申告書に添付された収支内訳書又は青色申告決算書の写し
- 3 新温泉町事業者賃上げ応援奨励金交付申請書（様式第1号）
- 4 賃上げ率算定書（様式第2号）
- 5 対象従業員に係る労働条件通知書又は雇用契約書の写し
- 6 対象従業員に係る賃金台帳（賃上げ前後の状況が分かるものに限る。）の写し
- 7 対象従業員の雇用保険加入証明書の写し（非正規従業員のみ）
- 8 完納証明書
- 9 上記に掲げる書類のほか、町長が必要と認める書類

※申請書の様式は、町ホームページからダウンロードできます。

申請書の送付を希望される方は、役場商工観光課にご連絡ください。

提出・問合せ先（申請窓口）

新温泉町役場 商工観光課 商工振興係 TEL 82-5625